2022年、今年を「観光再生元年」に

焦点 2022

観光業界のキーワード

変わる旅館業法

通常国会に改正案提出へ

厚生労働省が「旅館業法の見直しに係る検討会」（座長＝玉井和博・立教大学観光研究所特任研究員）を昨年8月に設置し、有識者などのメンバー9人がこれまでその在り方を議論してきた。12月27日に第7回の検討会を予定していたが、1月（予定）に延期。引き続き議論が進められる。

懸案となっているのは旅館業法の第5条だ。旅館・ホテルの宿泊拒否制限を定めたもので、営業者が宿泊を希望する人を拒否できるのは①宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき②宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為または風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき③宿泊施設に余裕がないとき、その他都道府県が条例で定める事由があるときに限られている。違反した場合は50万円以下の罰金が科される。

旅館・ホテル関係者が問題にするのは①の条文で、法律では、新型コロナウイルス感染症がまん延する現在でも、疾病にかかっていることが「明らか」でない限り、事業者は利用をしようとする人の宿泊を拒否することができない。単にせきや発熱があるだけでは拒否をできず、他の宿泊客や従業員を感染のリスクにさらすことになる。

検討会のメンバーには利用者を受け入れる宿泊事業者側、施設を利用する消費者側の各団体の代表や有識者が参加し、それぞれの立場で意見を述べている。メンバー以外の事業者、消費者それぞれの団体関係者を呼んでのヒアリングも行った。

事業者側は自身の権利や安全性が担保されるように第5条を撤廃、もしくは改正するよう主張する。ヒアリングで日本旅館協会など旅館・ホテル団体は「『サービスの提供を拒否する権利』は勤労者を守るために営業者が保持する基本的権利。宿泊事業者以外のほぼ全ての業種において、この権利が制約されている例はない」と指摘。

一方、消費者側、特に難病や体にハンディキャップを抱える人々の団体からは撤廃や改正に慎重な意見を述べる。「難病患者にはさまざまな特性がある。患者への不利益や偏見、差別にならないよう、十分配慮されたものにしてほしい」と訴えている。

厚労省は会での検討の結果を受けて、今年の通常国会に法律の改正案を提出したい考えだ。【森田淳】

新しい旅のスタイル

安心安全が大前提、対応商品を

新型コロナウイルスの影響で日常を取り巻く環境は大きく変わった。それは旅の仕方にも表れている。

じゃらんリサーチセンターの「コロナ感染症の旅行市場への影響」調査では、国内旅行を検討する際の重要項目として「人の多いところは避けたい」が2020年5月の同設問の調査開始以来、常に1位となっている。21年9月調査では、2位が「感染症対策を十分にしているところを選びたい」となっており、前回調査から5㌽増加している。

こうした調査結果から、「旅や出掛ける先でもプライベート空間を確保しながら、安心して過ごせる場所を求める傾向にある」としている。

コロナ禍で一度芽生えた「安心安全」を求める感情はそう簡単になくなりそうもない。安心して旅行をしようとすると、観光地や宿泊先のコロナ対策は大丈夫か、密にならない移動手段をどう確保するか…など、いろいろリサーチしなければならず、何かと面倒。その手間を省いてくれるのが安心安全を打ち出した旅行会社の商品や旅館・ホテルの宿泊プラン。アピール次第では消費者の関心を集めそうだ。

コロナ禍はまた、働き方の多様化をもたらした。観光庁は「ワーケーションやブレジャーなどの仕事と休暇を組み合わせた滞在型旅行を、働き方改革とも合致した『新たな旅のスタイル』と位置付け、より多くの旅行機会の創出と旅行需要の平準化に向けて普及を促進する」としている。

ワーケーションについては現在、さまざまな取り組みがみられるが、話題となったのが山形県とJR東日本が試みた「やまがたワーケーション新幹線」の運行だ。JR東によると、新幹線1編成全てをワーケーション用で運行するのは初めて。

21年12月3日、上野発新庄行きリゾート新幹線「とれいゆつばさ」には90人ほどが乗車。Wi-Fiが完備された車内でリモートワークし、オンラインセミナーなども開催。合間には足湯やバーカウンターでくつろぐ姿も。乗客には好評で、2回目も望む声もあったが、とれいゆつばさは22年3月の引退が決まっており、今後の実施は未定だ。

ワーケーションなどが果たして社会に根付くのかどうか定かではないが、無視するのもどうか。冷静な判断が求められる。22年はどんな旅の現象が起きるか、アンテナを高く上げ、情報収集を。【内井高弘】

寅年

2021年もまた、観光業界は新型コロナウイルスに翻弄（ほんろう）された。それでもワクチン接種率の向上などによって、コロナ禍に収束の兆しが見えている。インバウンドに期待できない中、国内旅行の活性化が日本経済に欠かせない。22年の観光業界の動向は。四つのキーワード（新しい旅のスタイル、Go Toトラベル事業再開、旅館業法、観光の効果）をもとに、記者の独断と偏見で予測してみた。

Go Toトラベル再開

観光立国の基盤を支えよ

「年末年始の感染状況を確認した上で再開する」。国土交通相、観光庁長官は昨年11月19日、Go Toトラベル事業を再開する方針を発表した。1月の祝日3連休を含めた感染状況の確認に2週間程度が必要とされ、早ければ1月下旬ごろに再開される見通しだ。

再開に当たってGo Toトラベル事業の制度内容は、前回の実施時から見直された。感染拡大防止策の観点では、ワクチン接種などを証明する「ワクチン・検査パッケージ」の利用を条件化。旅行後2週間以内に陽性となった際の報告なども義務付けている。

旅行費用支援の内容では、旅行・宿泊代金の割引率、割引上限額が引き下げられる。低価格帯商品の実質的な割引率アップにつなげ、中小事業者などに事業効果を行き渡らせるため、地域共通クーポンも定額制に変更し、平日の額面を休日より高くすることで旅行需要の分散化を促す。

国の事業実施はゴールデンウイーク前までを予定。その後は都道府県に事業主体を移し、夏休み前までの実施が想定されている。高額な割引の反動で事業終了後に急激に需要が落ち込むのを回避するための制度設計で、地域の観光需要の回復状況に応じて都道府県が割引率を抑えるなどの柔軟な対応を可能にする。

事業の全国停止から1年、再開は目前だが、不安要因もある。新たな変異株、オミクロン株が出現しており、国内の感染状況が悪化すれば、事業はスタートできない。また、再開判断の直接的な要素ではないが、Go Toトラベルの給付金に関して一部事業者に不正受給の疑いが持ち上がっており、事業運営や観光産業に向けられる目が厳しくなる可能性がある。

観光産業、地域経済は、足掛け3年に及ぶコロナ禍で疲弊している。新たなGo Toトラベル事業の予算額は約1兆3千億円。安心、安全に旅行できる環境が大前提とは言え、再開に寄せる観光業界の期待は大きい。地域間、事業者間でできるだけ格差なく需要を喚起すると同時に、前回実施時に指摘された制度設計の甘さ、事務負担の煩雑さなどの課題を解消した事業運営が期待されている。

観光業界からは、インバウンド需要が回復するまでの間、Go Toトラベルを継続的に実施するよう求める声も上がっている。「観光立国の復活」への基盤を支える事業として早期再開に期待したい。【向野悟】

観光の効果

知ってもらいたい「経済の力」

旅行・観光にはどんな効果があるのか。日本旅行業協会（JATA）は「旅の力」として五つの効果・効用があると提唱している。

一つは「文化の力」。いろいろな国や地域の歴史、自然、伝統、芸能、景観、生活などについて学び楽しみつつ、それらの発掘、育成、保存、振興に寄与できる。

二つ目は「交流の力」。国際あるいは地域間における相互理解、友好の促進を通じ、安全で平和な社会の実現に貢献できる。

三つ目が「経済の力」。旅行・観光産業の発展による雇用の拡大、地域や国の振興、貧困の削減、環境の整備・保全など、幅広い貢献ができる。

「健康の力」が四つ目。日常からの離脱による新たな刺激や感動、遊・快・楽・癒やしなどを通じ、からだやこころの活力を得、再創造へのエネルギーを充たす。

五つ目は「教育の力」。旅による自然や人とのふれあいを通し、異文化への理解、やさしさや思いやり、家族の絆を深めるなど、人間形成の機会を広げる。

健康の力については、JATAの文言通りではないにしろ、リラックス効果やストレス発散効果として、多くの人々が頭や体、あるいは感覚で理解している。だからこそ、多くの人が余暇があれば旅行に行きたいと考えている。

だが、五つの力のうち、経済の力については人々にどれほど理解されているのだろうか。

観光産業は、宿泊業、運輸業、旅行業だけでなく、農林水産業や飲食業などにも関連する、すそ野が広い産業だ。観光庁によると2019年の旅行消費額は29・2兆円。その生産波及効果は55・8兆円で、GDPの5・3％に相当する。また、雇用誘発効果は456万人で、全就業者数の6・6％に当たる。

「観光」は、成長戦略の柱、地方創生への切り札と位置付けられている。実際に、観光振興による交流人口の拡大で地域内の消費を増やし地方創生を実現しようとする地域は増えている。

「Go Toトラベル事業」が早ければ22年1月下旬ごろから再スタートとなる見込みだが、前回のキャンペーンでは、「なぜ、旅行会社や旅館・ホテルだけのために国の予算を投じるのか」という批判の声もあった。観光業界として、観光・旅行の経済の力をもっと国民に理解してもらうための活動を推進するべきではないか。【板津昌義】